

意見書案第 1 号

令和 8 年 7 月 9 日提出

松山市議会議員 浅 湫 和 子

篠 藤 愛

安 川 幸 代

令和 8 年 7 月 1 3 日 否決

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡を求める意見書について

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡を求める意見書を次のとおり提出する。

記

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡を求める意見書

政府は、新型コロナワクチンの安全性について「専門家による審議会で現在のところ重大な懸念はないとされている」と説明をしているが、その結論を支えるデータと分析の開示が必要である。

また、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定状況については、令和 8 年 6 月 3 0 日時点で累計進達受理件数 1 5, 4 5 5 件、累計認定件数 9, 4 8 6 件、死亡一時金または葬祭料に係る累計認定件数 1, 0 7 5 件が公表されている。しかし、各自治体データの分析を踏まえると、これらは健康影響の全体像の一部に過ぎない可能性がある。

さらに、新型コロナワクチン接種事業は、短期間で承認及び接種が進められた我が国最大規模の公衆衛生事業の一つである。医療は、良好な結果のみならず、課題や健康影響を含めたあらゆる結果を記録し、検証し、その知見を将来の医療へ生かすことで発展してきた。しかしながら、医療機関における診療録（カルテ）の保存期間は原則 5 年とされており、接種開始当初の記録については、今後保存期間を経過することで検証に必要な資料が失われる可能性がある。

全体像を把握するには、接種者を追跡し、接種回数別、年齢別、接種後期間別に死亡や疾病発生状況を比較するなど、疫学研究を基にした分析が必要である。また、自治体が保有する予防接種記録、住民基本台帳、死亡情報及び国民健康保険団体連合会等が保有するレセプト情報を適切に匿名化・連結すれば、新型コロナワクチンについて一定範囲の追跡調査が可能になる。

よって国におかれては、透明性と信頼確保のために、解析手法、対象期間、アウトカム

定義及び限界を明示した上でデータ及び分析手法について追跡調査を実施し、その結果を公表するとともに、関連する医療記録及び接種記録の保存・保全を図り、国民的な検証が可能となる環境を整備するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

厚 生 労 働 大 臣